

審決取消請求事件

[平成29年5月30日判決（知財高裁） 平成28年（行ケ）第10239号](#)

キーワード：意匠法第2条第2項／画像を含む意匠／物品の操作の用に供される画像

担当 弁理士 秋岡範洋

1. 事案の概要

原告らは、本件意匠について意匠登録出願をしたが、拒絶査定を受けたため、これに対する不服の審判を請求した。特許庁は、「本件審判の請求は、成り立たない」との審決をしたため、原告らは、これを不服として審決取消訴訟を提起した。

2. 結論

審決取消

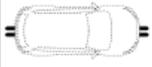
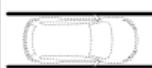
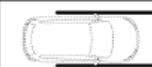
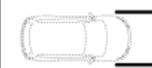
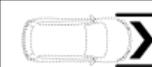
3. 本件意匠

意匠に係る物品：映像装置付き自動車

出願番号：意願2015-5576号

出願日：平成27年 3月16日

【説明図1】

本願部分の各画像[前進する場合]	促される操作
 [縮小画像図1に相当] (開錠状態表示)	エンジンキー回転
 [縮小画像図2に相当] (開錠状態表示)	
 [縮小画像図3に相当] (エンジン始動状態表示)	シフトレバー移動
 [縮小画像図4に相当] (シフト操作状態表示)	ブレーキペダル開放
 [縮小画像図5に相当] (シフト操作状態)	ブレーキペダル開放
 [縮小画像図6に相当] (ブレーキ開放状態)	アクセル踏み込み
 [縮小画像図7に相当] (ブレーキ開放状態)	
 [縮小画像図8に相当] (ブレーキ開放状態)	

4. 争点

本件意匠の画像が、意匠法第2条第2項に規定する画像に該当するか否かが争われた。

5. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

（1）意匠法2条2項は、『平成18年法律第55号による意匠法の改正（以下「平成18年改正」という。）によって設けられたものである。意匠法2条2項は、『物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であって、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるもの』は、同条1項の『物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合』に含まれ、意匠法上の意匠に当たる旨を規定する。

（2）平成18年改正前から、家電機器や情報機器に用いられてきた操作ボタン等の物理的な部品を電子的な画面に置き換え、この画面上に表示された図形等からなる、いわゆる「画面デザイン」を利用して操作をする機器が増加してきていた。しかしながら、平成18年改正前においては、それがなければ物品自体が成り立たない画面デザインや、機器の初動操作に必要な画面デザインについては、その機器の意匠の構成要素として意匠法によって保護されるとの解釈が行われていたが、それら以外の画面デザインや、機器からの信号や操作によってその機器とは別のディスプレイ等に表示される画面デザインについては、意匠法では保護されないとの解釈が行われていた。そこで、画面デザインを意匠権により保護できるようにするために、平成18年改正により、意匠法2条2項が設けられた。

（3）このような立法経緯を踏まえて解釈すると、同項の「物品の操作...の用に供される画像」とは、家電機器や情報機器に用いられてきた操作ボタン等の物理的な部品に代わって、画面上に表示された図形等を利用して物品の操作を行うことができるものを指すというべきであるから、特段の事情がない限り、物品の操作に使用される図形等が選択又は指定可能に表示されるものをいうものと解される。

（4）本願部分の画像は、画像の変化により運転者の操作が促され、運転者の操作により更なる画像の変化が引き起こされるというものであると認められ、本願部分の画像は、自動車の開錠から発進前（又は後退前）までの自動車の各作動状態を表示することにより、運転者に対してエンジンキー、シフトレバー、ブレーキペダル、アクセルペダル等の物理的な部品による操作を促すものにすぎず、運転者は、本願部分の画像に表示された図形等を選択又は指定することにより、物品（映像装置付き自動車）の操作をするものではないというべきである。そうすると、本願部分の画像は、物品の操作に使用される図形等が選択又は指定可能に表示されるものということはできない。また、本願部分の画像について、特段の事情も認められない。

（5）したがって、本願部分の画像は、意匠法2条2項所定の「物品の操作...の用に供される画像」には当たらないから、本願意匠は、意匠法3条1項柱書所定の「工業上利用することができる意匠」に当たらない。

以上